宗教上の理由による輸血拒否への対応について（詳細説明）

高島市民病院では、宗教上の理由等により輸血を拒否される患者さんに対し、ご本人の自己決定権を尊重し、安全を最優先に考えた医療を提供するため、関連学会のガイドライン※に基づき、以下のとおり対応方針を定めております。
※参考：日本輸血・細胞治療学会等による「宗教的輸血拒否に関するガイドライン」

1. 輸血対応に関する基本的な考え方（用語について）

医療機関における輸血拒否への対応には、大きく分けて以下の 2 つの立場があります。

- **相対的無輸血（そうたいてき・むゆけつ）**
 患者さんの意思を尊重し、可能な限り無輸血での治療に努めるものの、出血などにより生命に危険が及び、「輸血以外に救命の手段がない」と医師が判断した場合には、緊急の場合には**患者さんやご家族の同意が得られなくても救命を最優先として輸血を行う**立場です。

- **絶対的無輸血（ぜったいてき・むゆけつ）**
 患者さんの意思を最大限に尊重し、たとえ出血等によって生命の危機に陥り、輸血以外に救命の手段がない状態になったとしても、**いかなる場合も絶対に輸血を行わない**立場です。

▶ 当院の基本方針：「相対的無輸血」

高島市民病院は、地域の拠点病院として患者さんの生命を守ることを最大の使命としております。そのため、当院では**「相対的無輸血」**を基本方針として採用しております。**「絶対的無輸血」**による治療はお受けしておりません。

2. 診療に関する具体的な対応

(1) 免責証明書等の取り扱いについて

患者さんやご家族、または所属される宗教団体等が発行する「絶対的無輸血」を誓約・要求する文書（「免責証明書」や「医療に関する事前指示書」など）につきましては、当院の医師および職員が署名することや、お預かりすることは一切いたしません。

(2) 十分な説明と治療への同意について

手術など、出血を伴い輸血が必要となる可能性のある治療を行う際には、担当医から事前に「無輸血治療の限界」や「輸血の必要性」について十分に説明を行います。そのうえで、当院の「相対的無輸血」の方針にご理解とご同意をいただいた場合にのみ、治療を実施いたします。

(3) 同意いただけない場合（転院について）

十分な説明を尽くしても当院の方針に同意いただけず、「絶対的無輸血」を強く希望される場合は、患者さんの自己決定権を尊重し、ご希望に沿った治療（絶対的無輸血）が可能な他院への転院をお勧めすることになります。

(4) 緊急時の対応について

大出血を伴う救急搬送時など、直ちに輸血を行わなければ生命に危険が及ぶ緊急事態においては、事前の話し合いや同意を得る時間的猶予がありません。この場合は、当院の基本方針に基づき救命を最優先とし、事前の同意がなくても速やかに輸血を実施いたします。

3. 未成年者（18 歳未満）の患者さんへの対応について

未成年の患者さんについては、ご自身の判断能力や保護者（親権者）のご意向を確認したうえで、**「患者さんご自身の生命を保護すること」を最優先**とし、年齢に応じて以下のとおり対応いたします。

① 15 歳未満の患者さんの場合

原則として、まだ医療に関する十分な自己決定能力がないものとして対応します。

- **親権者（両親など）の双方が輸血を拒否された場合**
 医師が「救命のために輸血が必要」と判断した場合は、親権者の同意が得られなくても輸血を実施します。（この場合、児童の生命を守るため、児童相談所等の関係機関と連携し、法的な手続き（医療ネグレクトへの対応）をとる場合があります）
- **親権者の一方が同意し、もう一方が拒否している場合**
 同意された親権者の意思を尊重し、輸血を実施します。

② 15 歳以上 18 歳未満の患者さんの場合

医療に関する自己決定能力がある年齢として、ご本人の意思も確認いたします。

- **ご本人と親権者の「双方が」輸血を拒否された場合**
 原則として 18 歳以上（成人）の方と同様に扱い、ご本人の意思を尊重します。ただし、当院は「絶対的無輸血」を行っていないため、同意いただけない場合は他院への転院をお勧めすることになります。ただし、緊急の場合には救命を最優先とし、同意がなくても速やかに輸血を実施いたします。

- **ご本人は輸血を拒否し、親権者が輸血に同意された場合**
 親権者の同意に基づき、救命のための輸血を実施します。
- **ご本人が輸血に同意し、親権者が輸血を拒否された場合**
 ご本人の同意に基づき、救命のための輸血を実施します。

※いずれの年齢・状況であっても、直ちに輸血が必要な緊急事態においては、救命を最優先として輸血を実施いたします。